

経営管理権集積計画第1—3号（高柳地区）

総覽

柏崎市

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整番 理号	1	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)				(名称) 柏崎市長 櫻井雅浩					(所在地) 新潟県柏崎市日石町2番1号							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)				(氏名又は名称)					(住所又は所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の始期 公告締覧の日から	経営管理権の存続期間 (終期) (B) 2030.3.31	経営管理権に基づいて行われる 経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われる べき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考			
1	柏崎市高柳町 岡野町字城	855	79	9	5-0	山林	0.0297	スギ	97				【経営管理実施権は 設定しない】 ・乙は、スギ人工林 において山地災害防 止、土壌保全機能を 損なわないよう維持 増進を図ることを目的 的に、存続期間中に 除間伐を実施する (スギ人工林以外は 除間伐の対象とし ない)。 ・火災、病害虫及び 気象害の予防のた め、年1回以上の森 林の巡視を行い、当該 巡視は既設道からの 目視により判断でき る限り行う。					
2	柏崎市高柳町 岡野町字城	854	78	9	6-0	山林	0.0743	スギ	97				【経営管理権は実施しない】 ・経営管理権に基づき乙が除間伐を実施す るが、現地の地形が急峻等であることから 木材の利用販売は想定しておらず、収益は 発生しない。 ・乙が経営管理を行うために要した経費 (森林保険の保険料等)は乙が負担するも のとする。 ・森林保険の保険料収入が生じた場合は、 乙の収益としたうえで、経営管理権の存続 期間中に発生した災害に対応する必要があ る場合、乙が保険料収入の範囲内で枯損木 や風倒木の伐採や整理を行う。					
3													乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない					
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考	
番号	所 在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	柏崎市高柳町岡野町字城	855	79	9	5-0	山林	0.0297	スギ	97					
2	柏崎市高柳町岡野町字城	854	78	9	6-0	山林	0.0743	スギ	97					
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 柏崎市長 櫻井雅浩

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

（記載注意）（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

（5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（14）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認めると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行う事を認めることができる。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(15) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整番 理号	2	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)				(名称) 柏崎市長 櫻井雅浩					(所在地) 新潟県柏崎市日石町2番1号				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)				(氏名又は名称)					(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															
番号	所 在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齡	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	柏崎市高柳町 岡野町字上ノ山	843-甲	79	8	1-1	山林	0.3388 (0.0845)	その他広	78	公告縦覧の日 から	2030.3.31	【経営管理実施権は設定しない】 ・乙は、スギ人工林において山地災害防止、土壤保全機能を損なわないよう維持増進を図ることを目的に、存続期間中に除間伐を実施する(スギ人工林以外は除間伐の対象としない)。 ・火災、病害虫及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行い、当該巡視は既設道からの目視により判断できる限り行う。	【経営管理権は実施しない】 ・経営管理権に基づき乙が除間伐を実施するが、現地の地形が急峻等であることから木材の利用販売は想定しておらず、収益は発生しない。 ・乙が経営管理を行うために要した経費(森林保険の保険料等)は乙が負担するものとする。 ・森林保険の保険料収入が生じた場合は、乙の収益としたうえで、経営管理権の存続期間中に発生した災害に対応する必要がある場合、乙が保険料収入の範囲内で枯損木や風倒木の伐採や整理を行う。	乙から甲に対して金銭の支払いは行わない	
2			79	8	1-2			スギ	80						
3	柏崎市高柳町 岡野町字上ノ山	843-1	79	8	2-0	山林	0.0181	スギ	80						
4	柏崎市高柳町 岡野町字上ノ山	837	79	8	3-1	山林	0.0819 (0.0508)	その他広	80						
5			79	8	3-2			スギ	80						
6			79	8	3-3				110						
7	柏崎市高柳町 岡野町字上ノ山	841-甲	79	8	4-1	山林	0.1824 (0.0524)	その他広 (スギ)	47						
8			79	8	4-2			その他広	47						
9	柏崎市高柳町 岡野町字上ノ山	841-1	79	8	5-0	山林	0.0416	その他広 (スギ)	47						
10	柏崎市高柳町 岡野町字上ノ山	840	79	8	6-1	山林	0.1629 (0.0407)	スギ	80						
11			79	8	6-2			その他広	47						
12	柏崎市高柳町 岡野町字上ノ山	839-甲	79	8	8-3	山林	0.9781 (0.0607)	スギ	85						
13			79	8	9-1			スギ	100						
14			79	8	9-2			その他広 (スギ)	83						
15	柏崎市高柳町 岡野町字城	856-1	79	8	23-0	山林	0.6290 (0.0391)	その他広 (スギ)	80						
	*****														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の始期	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所 在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齡						
16	柏崎市高柳町 岡野町字城	850	79	8	28-1	山林	0. 6846 (0. 6874)	その他広 (スギ)	100	公告総覧の日 から	2029. 3. 31	【経営管理実施権は 設定しない】 ・経営管理権に基づき乙が除間伐を実施 するが、現地の地形が急峻等であること から木材の利用販売は想定しておらず、 収益は発生しない。 ・乙が経営管理を行うために要した経費 (森林保険の保険料等)は乙が負担する ものとする。 ・森林保険の保険料収入が生じた場合 は、乙の収益としたうえで、経営管理権 の存続期間中に発生した災害に対応する 必要がある場合、乙が保険料収入の範囲 内で枯損木や風倒木の伐採や整理を行 う。	乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない		
17			79	8	28-2			その他広 (スギ)	105						
18	柏崎市高柳町 岡野町字上ノ山	279	79	8	32-0	山林	0. 0687	スギ	57						
19	柏崎市高柳町 岡野町字上ノ山	280-1	79	8	33-0	田	0. 0552	スギ	57						
20	柏崎市高柳町 岡野町字上ノ山	280-2	79	8	34-0	田	0. 0204	スギ	57						
21	柏崎市高柳町 岡野町字上ノ山	280-3	79	8	35-0	田	0. 0039	スギ	57						
22	柏崎市高柳町 岡野町字上ノ山	281-1	79	8	36-0	田	0. 0809	スギ	57						
23	柏崎市高柳町 岡野町字上ノ山	291-1	79	8	38-0	田	0. 0446 (0. 0445)	スギ	52						
24	柏崎市高柳町 岡野町字上ノ山	273-乙	79	8	43-0	山林	0. 2399	スギ	57						
25	柏崎市高柳町 岡野町字城	853	79	9	3-0	山林	0. 0892	スギ	100						
26	柏崎市高柳町 岡野町字城	822	79	9	4-0	山林	0. 0317	スギ	100						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）					備考
番号	所 在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積ha	現況樹種	現況林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	柏崎市高柳町 岡野町字上ノ山	843-甲	79	8	1-1	山林	0.3388 (0.0845)	その他広	78					
2			79	8	1-2			スギ	80					
3	柏崎市高柳町 岡野町字上ノ山	843-1	79	8	2-0	山林	0.0181	スギ	80					
4	柏崎市高柳町 岡野町字上ノ山	837	79	8	3-1	山林	0.0819 (0.0508)	その他広	80					
5			79	8	3-2			スギ	80					
6			79	8	3-3				110					
7	柏崎市高柳町 岡野町字上ノ山	841-甲	79	8	4-1	山林	0.1824 (0.0524)	その他広 (スギ)	47					
8			79	8	4-2			その他広	47					
9	柏崎市高柳町 岡野町字上ノ山	841-1	79	8	5-0	山林	0.0416	その他広 (スギ)	47					
10	柏崎市高柳町 岡野町字上ノ山	840	79	8	6-1	山林	0.1629 (0.0407)	スギ	80					
11			79	8	6-2			その他広	47					
12	柏崎市高柳町 岡野町字上ノ山	839-甲	79	8	8-3	山林	0.9781 (0.0607)	スギ	85					
13			79	8	9-1			スギ	100					
14			79	8	9-2			その他広 (スギ)	83					
15	柏崎市高柳町 岡野町字城	856-1	79	8	23-0	山林	0.6290 (0.0391)	その他広 (スギ)	80					
16	柏崎市高柳町 岡野町字城	850	79	8	28-1	山林	0.6846 (0.6874)	その他広 (スギ)	100					
17	柏崎市高柳町 岡野町字城		79	8	28-2			その他広 (スギ)	105					
18	柏崎市高柳町 岡野町字上ノ山	279	79	8	32-0	山林	0.0687	スギ	57					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考	
番号	所 在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
19	柏崎市高柳町岡野町字上ノ山	280-1	79	8	33-0	田	0.0552	スギ	57					
20	柏崎市高柳町岡野町字上ノ山	280-2	79	8	34-0	田	0.0204	スギ	57					
21	柏崎市高柳町岡野町字上ノ山	280-3	79	8	35-0	田	0.0039	スギ	57					
22	柏崎市高柳町岡野町字上ノ山	281-1	79	8	36-0	田	0.0809	スギ	57					
23	柏崎市高柳町岡野町字上ノ山	291-1	79	8	38-0	田	0.0446 (0.0445)	スギ	52					
24	柏崎市高柳町岡野町字上ノ山	273-乙	79	8	43-0	山林	0.2399	スギ	57					
25	柏崎市高柳町岡野町字城	853	79	9	3-0	山林	0.0892	スギ	100					
26	柏崎市高柳町岡野町字城	822	79	9	4-0	山林	0.0317	スギ	100					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 柏崎市長 櫻井雅浩

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） [REDACTED]

- （記載注意）（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（9）、（14）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認めると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行う事を認めることができる。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(13) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(14) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(15) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。